

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 7月 1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第41号**

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
	<p data-bbox="799 972 1059 1003"><u>（建築の規模の引下げ）</u></p> <p data-bbox="799 1012 1383 1702"><u>第14条 法第14条第3項の条例で定める特別特定建築物（公衆便所を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）の規模は、令第14条第1項第1号（前条第1号に掲げる学校に適用する場合に限る。）及び第2号並びに令第18条第2項第5号に定める基準以外の建築物移動等円滑化基準の適用に当たっては、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）の場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積。以下同じ。）の合計100平方メートル（当該規模に満たない特別特定建築物の建築（以下「小規模建築」という。）をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計に当該特別特定建築物と同一敷地内に存する他の特別特定建築物の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模）とする。</u></p> <p data-bbox="799 1711 1383 2033">2 前項の規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物の建築に対する令第11条から第23条まで（令第14条第1項第1号（学校に適用する場合に限る。）及び第2号並びに令第18条第2項第2号（建築物の主たる出入口に適用する場合に限る。）及び第5号を除く。）に定める基準及び第16条から第23条まで（第17条第2項第2号及び第3項第3号並びに第19条第1号並びに第2号イ及びウを</p>

除く。)に定める基準の適用に当たっては、法第14条第3項の条例で定める特別特定建築物の建築の規模は、同表の右欄に定める面積とする。

(建築の規模の引下げ)

第14条 別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物については、法第14条第3項の条例で定める建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。)の規模は、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更(以下「増築等」という。)の場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積。以下同じ。)の合計が同表の右欄に定める面積(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下この条において「小規模建築」という。)をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模)とする。

(建築物移動等円滑化基準の付加等)

第15条 略

2 前項の事項は、この条例に別段の定めのある場合を除くほか、別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物であって、床面積の合計が同表の右欄に定める面積以上のもの及び当該規模に満たない特別特定建築物であって、当該特別特定建築物の床面積の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるものについても適用する。

(便所)

第17条 略

2及び3 略

4 便所内に令第14条第1項第1号又は第2号の規定による便房を設けるときは、建築物の主たる出入口の付近に、当該便房を設けていることを表示する標識を設けなければならない。ただし、当該出入口の付近に令第20条第1項の規定による案内板その他の設備を設ける場合は、この限りでない。

5 前項の標識は、令第19条に規定する標識に準じたものでなければならない。

(移動等円滑化経路)

(建築物移動等円滑化基準の付加)

第15条 略

(便所)

第17条 略

2及び3 略

(移動等円滑化経路)

第19条 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち、屋外に面するものは、次に掲げるものであること。

ア 特別特定建築物の床面積の合計が100平方メートル（公衆便所にあつては、50平方メートル）以上であるとき、及び当該規模に満たない特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物（公衆便所を除く。）の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア)及び(イ) 略

イ 略

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 略

イ 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ウ 略

(3)及び(4) 略

別表第1（第14条、第15条関係）

特別支援学校	100平方メートル (令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあつては、2,000平方メートル)
第13条第1号に掲げる学校 (各種学校又は専修学校を除く。)	100平方メートル (令第14条第1項及び令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあつ

第19条 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち、屋外に面するものは、次に掲げるものであること。

ア 出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア)及び(イ) 略

イ 略

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 略

イ 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他に乳幼児を預かることができる部屋を設ける場合は、この限りでない。

ウ 略

(3)及び(4) 略

別表第1（第14条関係）

--	--

	ては、2,000平方メートル)		
第13条第1号に掲げる学校 (各種学校又は専修学校に限る。)	500平方メートル (令第18条第2項第2号(建築物の主たる出入口に適用する場合に限る。以下この表において同じ。)に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、令第14条第1項及び令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあっては2,000平方メートル)	学校(各種学校又は専修学校に限る。)	500平方メートル
病院又は診療所	100平方メートル (令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあっては、2,000平方メートル)		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000平方メートル (令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあっては2,000平方メートル)	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000平方メートル
集会場又は公会堂	500平方メートル (令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあっては2,000平方メートル)	集会場又は公会堂	500平方メートル
展示場	1,000平方メートル (令第18条第2項第	展示場	1,000平方メートル

	2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあっては2,000平方メートル)		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	100平方メートル(令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあっては、2,000平方メートル)		
ホテル又は旅館	1,000平方メートル(令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあっては2,000平方メートル)	ホテル又は旅館	1,000平方メートル
公益事業の事務所	1,000平方メートル(令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあっては2,000平方メートル)	公益事業の事務所	1,000平方メートル
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	100平方メートル(令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあっては、2,000平方メートル)		
共同住宅、寄宿舍又は下宿	1,000平方メートル(令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル)	共同住宅、寄宿舍又は下宿	1,000平方メートル

	ル、同項第5号に定める基準を適用する場合には、2,000平方メートル)		
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	100平方メートル (令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合には、2,000平方メートル)		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	100平方メートル (令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合には、2,000平方メートル)		
体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設(専ら従業員の福利厚生のために使用されるもので規則で定めるものを除く。)又は遊技場	1,000平方メートル (令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合には、100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合には、2,000平方メートル)	体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設(専ら従業員の福利厚生のために使用されるもので規則で定めるものを除く。)又は遊技場	1,000平方メートル
博物館、美術館又は図書館	500平方メートル (令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合には、100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合には、2,000平方メートル)	博物館、美術館又は図書館	500平方メートル
公衆浴場	500平方メートル (令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合には、100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合には、2,000平方メートル)	公衆浴場	500平方メートル

	2,000平方メートル)		
飲食店	200平方メートル ( <u>令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあっては2,000平方メートル</u> )	飲食店	200平方メートル
クリーニング取次店又は質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	500平方メートル ( <u>令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあっては2,000平方メートル</u> )	クリーニング取次店又は質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	500平方メートル
理髪店及び美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗	200平方メートル ( <u>令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあっては2,000平方メートル</u> )	理髪店及び美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗	200平方メートル
銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	100平方メートル ( <u>令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあっては、2,000平方メートル</u> )		
自動車教習所等	500平方メートル ( <u>令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する</u> )	自動車教習所等	500平方メートル

	場合にあつては 2,000平方メートル)		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	100平方メートル (令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあつては、2,000平方メートル)		
自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	1,000平方メートル (令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあつては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあつては2,000平方メートル)	自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	1,000平方メートル
略		略	
公共用歩廊	1,000平方メートル (令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあつては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあつては2,000平方メートル)	公共用歩廊	1,000平方メートル

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、なお従前の例による。